

# 令和5年度から 「特定求職者雇用開発助成金」の見直しを行います

## 「特定求職者雇用開発助成金」とは

ハローワークなどの職業紹介により、就職が困難な方（障害者、高齢者、母子家庭の母など）を採用した事業主の方に対する助成制度です。

令和5年度から見直される主な内容（予定）は以下の通りです。

### 令和5年度からの見直し（予定）

コース名	見直し内容
成長分野等人材 確保・育成コース (成長分野等の業務に 従事させる事業主への 助成)	<b>変更：対象分野</b>
	見直し前 成長分野(デジタル、グリーン)の業務の従事する方 ⇒生産工程の業務、販売の業務、運送の業務なども含めて対象
	見直し後 成長分野(デジタル、グリーン)の業務に従事する方 ⇒ <b>専門的職業に従事する方を対象</b> (例：プログラマー、システムエンジニアなど)
	<b>変更：対象労働者</b>
	見直し前 経験者も対象  見直し後 <b>未経験者*</b> のみ対象 ※求人内容と職業相談の内容を踏まえて、ハローワークなどから「未経験職種への就職を希望する方」として職業紹介を実施。原則はそれをもって対象者の要件に該当するものとなる。 ※経験1年未満の職種も、未経験職種として取り扱う。
生涯現役 コース	<b>廃止</b>
特定就職困難者 コース	生涯現役コースの廃止に伴い、 <b>65歳以上の方を新たに対象</b>
被災者雇用開発 コース	<b>廃止</b>
就職氷河期世代安定 雇用実現コース	<b>変更：対象労働者</b>
	見直し前 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方  見直し後 ※下線部の要件を新たに追加 過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない方 <b>ただし、妊娠、出産または育児を理由として正規雇用の職を離職した方でないこと</b>

令和5年度予算の成立及び雇用保険法施行規則の改正が前提のため、今後変更される可能性があることにご注意ください。  
令和5年4月1日以降に採用する方について、新たな要件が適用される予定です。

2023(令和5)年10月1日～

## 「特定求職者雇用開発助成金」の提出書類に関する変更を行います 有期雇用労働者の場合、雇用契約書に 「自動更新」である旨が明記されていることが必要になります

「特定求職者雇用開発助成金」の支給対象が有期雇用契約の労働者の場合、**対象労働者が望む限り更新できる「自動更新」**であることが必要です。

現在、雇用契約書に自動更新の記載がない場合も、就業の実態や疎明内容等も踏まえて一部支給対象と判断する場合がありますが、より適正な支給を行うために、今後は、**雇用契約書に「自動更新」である旨が明記されていることが必要**となります。

変更後の取り扱い  
の適用対象

令和5年10月1日以降に採用した労働者

### 変更内容

#### 現行

例外的な取扱いとして、**疎明書の提出**により、契約更新の**実態が有期雇用（自動更新）**であると判断できる場合は、助成対象とすることも限定的に認める  
[例外的な取扱いとして、更新の**実態**も踏まえて判断]



#### 変更後（R5.10.1～）

雇用契約書に**有期雇用（自動更新）**である旨、**明記されている場合のみ**助成対象とする  
[雇用契約書に**記載されている内容**により判断]  
● 審査にあたって、対象労働者本人に雇用契約の実態等について聞き取りを行う場合があります。

### この取扱いが対象となるコース

特定求職者雇用開発助成金のうち、以下の4コースが対象となります。

- 「特定就職困難者コース」
- 「発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース」
- 「生活保護受給者等雇用開発コース」
- 「成長分野等人材確保・育成コース」

※**氷河期コース**は雇入時点から「正規雇用労働者」として雇い入れされていることが要件となりますので、ご注意ください。

### お問い合わせ先

特定求職者雇用開発助成金の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。  
また、ご不明点などは以下のお問合せ先にご連絡をお願いします。

沖縄労働局 沖縄助成金センター

電話：098-868-1606（受付：平日8時30～17時15分）



[ウェブサイトはこちら](#)